



2020年10月30日

各 位

会 社 名 株式会社 プラコー
代表者名 代表取締役社長 黒澤 秀男
(JASDAQ・コード6347)
問合せ先 取締役執行役員
 総務・経理部部长 早川 恵
電 話 048-798-0222

**当社監査役による臨時株主総会開催禁止の仮処分の申立ての
却下決定に関するお知らせ**

当社監査役は、2020年10月28日付「当社監査役による臨時株主総会開催禁止の仮処分の申立てに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社株主である有限会社フクジュコーポレーション（以下「本株主」といいます。）により招集され、2020年11月6日に開催される予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に関して、本臨時株主総会において本株主により行われている招集手続及び行われようとしている決議方法に法令違反及び著しい不公正があり、かつ、それにより当社に著しい損害が生ずるおそれがあることを理由として、さいたま地方裁判所に対して株主総会開催禁止の仮処分の申立て（以下「本申立て」といいます。）を行いました。2020年10月29日、本申立てを却下する旨の決定を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 決定がなされた日

2020年10月29日

2 決定がなされるに至った経緯等

(1) 本申立ての対象

本臨時株主総会の開催禁止の仮処分の申立て

(2) 決定がなされるに至った経緯

当社監査役は、本臨時株主総会に関して、本株主により行われている招集手続及び行われようとしている決議方法に、複数の法令違反又は著

しい不公正があり、かつ、それにより当社に著しい損害が生ずるおそれがあるとして本申立てを行いました。とりわけ、本株主が、本臨時株主総会に係る委任状を本株主に返送した株主の皆さまに対し、2,000円分のクオカードを提供することとしていることは重大な問題であると考えております。

この点に関して、裁判所は、「招集株主が、他の株主に対して、株主総会における権利行使に先立って、財物の贈与を行うことを表明し、又はそれを実行した場合において、贈与の目的、その条件、その財産的価値、議決権行使に係る議案の内容等に照らし、それが株主の権利行使に不当な影響を及ぼすと認められるときは、当該株主総会における決議の方法が著しく不公正なものとなるというべきである」と述べた上で、本臨時株主総会開催前の現時点では、クオカードを提供したことによる具体的な議決権行使への影響が不明であるため、「現時点において、株主の権利行使に不当な影響を及ぼすおそれがあると認めるまでには至らない」などと述べ、本臨時株主総会の開催を禁止する必要はないと判示しました。

したがって、本申立ては却下されましたが、裁判所には、招集株主による財産上の利益の供与により株主総会の決議方法が著しく不公正なものとなり得るとする当社監査役の主張が認められました。そして、上記のとおり裁判所の判断はあくまでも現時点の状況を前提としたものにとどまることに鑑みますと、株主の皆さまにおかれましては、事後的に本臨時株主総会の決議方法に著しい不公正があったと評価される可能性がある点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、2020年10月29日、本株主が、一部の株主様に対して、提供するクオカードを3,000円に増額する旨の書面を発送している事実が確認されております（別紙参照）。

3 今後の見通し

当社監査役は、上記のとおり本株主が提供するクオカードの増額を含め、本株主により行われている招集手続及び行われようとしている決議方法には、複数の法令違反又は著しい不公正があり、現時点において既に株主の皆さまの議決権行使のご判断に重大かつ不当な影響を及ぼしていると考えておりますので、本申立ての却下決定に対して即時抗告を行う予定です。

以 上

令和2年10月末日

株式会社プラコー 株主の皆様へ

株主 有限会社フクジュコーポレーション

議決権の代理行使促進（粗品としてクオカード 3000 円分の提供）に関するお願い

本書面においては、議決権行使の促進に関するお願いをさせていただきたいと存じます。

本株主と致しましては、今回の株主総会を通じて、より多くの株主様のご意見を株式会社プラコー（以下「プラコー」といいます。）の経営に反映させるため、賛否の有無にかかわらず、一人でも多くの株主様に、同封されている委任状の提出による議決権の行使を再度お願いしたいと考えております。

そこで、今般、ご署名・ご捺印をいただいた同封の委任状を本株主総会担当事務局宛にご返送いただいた株主様に、粗品として、

3000円分クオカード を株主様のご住所あてに、後日お贈りすることにいたしました。

あくまでも、今回の株主総会を通じて、より多くの株主様のご意見をプラコーの経営に反映させるべく、本株主総会担当事務局への委任状による議決権行使の謝礼として、クオカードを提供させていただくものであるため、株主提案に賛成の場合（委任状の「賛」に○印）はもちろんのこと、反対の場合（委任状の「否」に○印）や、中立のお立場で棄権を選択される場合（委任状の分かりやすい箇所「棄権」とご記載ください。）にも、一律 3000 円分のクオカードを株主様のご住所あてに、後日お贈りいたします（発送は令和2年11月30日頃を予定しております）。

大変お手数ではございますが、**「11月3日夕方までに」** 同封の委任状をポストにご投函いただき、本株主総会担当事務局へお送りいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、すでに本株主総会担当事務局への委任状のご返送いただいた株主様にも 2000 円分ではなく、3000 円分のクオカードをお贈りさせていただきます。

※ 株主様のご住所あてに、プラコー（現経営陣）側からも、ピンク色の委任状が送付されておりますが、既にプラコー（現経営陣）側にピンク色の委任状をご返送されてしまった株主様についても、今回お送りした同封の委任状に、日付をご記入の上、ご署名及びご捺印をいただき、本株主総会事務局あてにご返送いただければ、3000 円分のクオカードをお贈りいたします。

なお、返送された委任状に不備がある場合、期限を過ぎてご投函された場合には、クオカードの送付はいたしかねますので、委任状の返送の際にはご注意ください。

委任状の記載についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

株式会社プラコー臨時株主総会担当事務局

弁護士法人 A T B

(TEL : 03-6803-4320 担当 : 弁護士 藤吉 修崇)

謹白